

平成22事業年度から平成24事業年度まで

〔 自 平成22年 4月 1日
至 平成25年 3月31日 〕

第2期

社会貢献業務の実施に関する計画

郵便事業株式会社

郵便事業株式会社法第4条第1項の規定に基づき、平成22事業年度から平成24事業年度までを第2期とする社会貢献業務の実施に関する計画（以下「第2期実施計画」という。）を下記のように定める。

記

郵便事業株式会社が営む郵便事業株式会社法（以下「会社法」という。）第4条第2項第1号から第5号までに掲げる業務については、第2期実施計画期間中、日本郵政株式会社法第6条第1項の規定による社会貢献資金の交付を受けずに、当該業務に係る役務の水準を著しく低下させることなく実施（第5号に掲げる業務にあつては、当該業務の実施）が可能である。

したがって、第2期実施計画期間中、会社法第4条第2項に規定する社会貢献業務は実施せず、社会貢献資金の交付は受けない。

添 付 書 類

郵便事業株式会社法施行規則第2条第3項第2号に定める
社会貢献資金の額の算出の基礎を記載した書類

平成19事業年度から平成21事業年度の第1期（平成19年10月1日から平成22年3月31日まで）の利益は、以下のとおりであるが、平成21事業年度については特別損失（JPエクスプレス株式会社の株式評価損）を計上する結果、純利益がマイナスとなる見込み。

第1期実施 期 間	平成19事業年度	平成20事業年度	平成21事業年度 (変更事業計画)
経常利益	1,138億円	590億円	373億円
純利益	695億円	298億円	▲179億円

第2期初年度の平成22事業年度の利益の見通しは、効率的な事業運営、経営資源の積極的活用及びお客さまの視点に立ったサービスの提供等により、費用の削減及び収益の確保に努めるものの、JPエクスプレス株式会社の資産等の承継に伴う一時的費用により、経常損失▲17億円を見込んでいる。

なお、当期純利益については、法人税等の戻りにより63億円を見込んでいる。平成23事業年度及び平成24事業年度における損益の見通しは、現時点で不明である。

以上のように、郵便事業株式会社においては、平成22事業年度から平成24事業年度まで（平成22年4月1日から平成25年3月31日まで）の期間中、平成23事業年度以降は、JPエクスプレス株式会社の資産等の承継に伴う一時的費用がなくなり、効率的な事業運営、経営資源の積極的活用及びお客さまの視点に立ったサービスの提供等、費用の削減及び収益の確保に努めることにより、社会貢献資金の交付を受けず、郵便事業株式会社法第4条第2項第1号から第5号までに掲げる業務を当該業務に係る役務の水準を著しく低下させることなく実施（第5号に掲げる業務にあたっては、当該業務の実施）することが可能と考えている。